

山梨県立美術館附属デザインセンター整備調査支援業務委託仕様書

1 業務名

山梨県立美術館附属デザインセンター整備調査支援業務

2 業務目的

本県では、2028年（令和10年）に迎える県立美術館の開館50周年に向け、文化芸術の振興を通じ、県民の創造力を刺激するとともに、地域に賑わいや心の豊かさをもたらす「文化立県」に相応しい県立美術館を目指すこととし、新たな歩みを進める方向性として「新たな価値を生み出す山梨県立美術館ビジョン（以下「ビジョン」という。）」を策定した。

本ビジョンにおいて、県立美術館は、「美術」と多様な利用者の生活を繋ぎ、その距離を縮めるとともに、デザイン的な思考の発信や地域に根差したプロダクトの実現等により、地域が抱える課題に対し、デザイン的な解決の実現に貢献するとしている。

本県には、ワイン、ジュエリー、織物、和紙、印章などの多様な地場産業が存在しているが、今後の地場産業の振興に向けては、国内外の消費者の心を捉え、手に取りたいと感じてもらえるよう、よりアート性の高いデザインを備えた商品開発を行う必要があるとされている。

更に、洗練されたデザインを地場産業のみならず様々な分野にも活用することで、地域の活力向上に一層寄与する美術館として必要な機能を整理することも重要である。

本件は、アート性の高いデザインを活用した地場産業の高付加価値化を進めるとともに、デザイン力の強化を通じ県立美術館の魅力を高め、地域の活力向上に寄与する機能の更なる向上を図る「山梨県立美術館附属デザインセンター（以下「デザインセンター」という。）」の設置に向け、必要な調査を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）

4 業務内容

（1）計画準備

契約締結後速やかに業務目的及び業務内容を把握した上で、業務全体の作業方法、人員配置、工程計画等について作業実施計画書を作成し、県に提出する。

（2）現状と課題の整理・分析

① 現状の把握と課題の整理・分析

- ・本県地場産業に係る企業や製品の種類、売り上げの動向、顧客ニーズ、商流など、地場産業のデザイン力向上に向け、必要な調査を行い、デザイン力向上に向けた課題を整理する。
- ・山梨県産業技術センター内に設置されているデザイン技術部の機能、実績を把握し、地場産業のデザイン力の高度化に向けて対応可能な機能や課題等を整理する。
- ・地場産業のデザイン力の高度化に向け、地場産業界、県と包括連携協定を締結している多摩美術大学、県立美術館の効果的な連携内容を整理する。

② 先進事例やニーズ等の調査・分析

- ・デザインセンターに係る先進事例（国内に限らない）を調査し、設置に至った背景や必要性、機能、実績等について分析する。なお、調査先は次の活動を行っている施設を選定し3箇所以上を提案の上、県の承認を得ること。また、調査先は美術館に附属するデザインセンターに限定しない。
 - アートの観点を活かした地場産業商品のデザイン開発・製作・販売等の支援
 - その他、デザインを地場産業商品以外の分野で活用している事例
- ・産業関係者、美術関係者、デザイン関係者等にヒアリング調査を行い、デザインセンターに対するニーズや求められる役割を整理する。

(3) 必要な機能、運営体制等の調査・検討

- ① (2) の分析を踏まえ、デザインセンターに必要な機能や活動内容を調査検討する。特に次の項目については、必ず必要な機能の検討を行い、(4) の提案に含めること。
 - ・アート性の高いデザインの必要性についての普及啓発機能
 - ・アート性の高いデザインを生かした商品づくりに向けたアドバイス機能
 - ・商品プロモーションのアドバイス機能
 - ・その他、デザインを地場産業商品以外の分野で活用するためのアドバイス機能
- ② ①の機能や活動を実現させるために必要な人員や設備、運営体制を検討する。
- ③ 山梨県産業技術センター内に設置されているデザイン技術部との役割分担や人員体制、設備の活用・連携について検討する。
- ④ 多摩美術大学との包括連携協定を活かした人的交流、連携体制等について検討する。

(4) デザインセンターの提案

- ① (2) (3) の調査・検討結果をもとに、山梨県立美術館に附属するデザインセンターの運営に際して求められる機能、人員体制、施設設備、経費等について提案をすること。
また、提案内容に基づくデザインセンター設置に向けた工程表について、時期に応じた人員体制、施設設備、経費等を示しながら作成すること。
- ② ①の提案において、令和6年4月に設置（予定）するデザインセンターの機能等について、必要となる人員体制、施設設備、経費等とともに提案すること。

(5) 提案に対するフォローアップ

(4) の提案について、令和6年4月設置（予定）に向けた進捗状況を確認し、必要な助言を行うこと。

5 成果物

(1) 中間報告

【提出物】

- ① 中間報告書（「4業務内容」のうち、(2) (3) (4) について報告）
- ② 中間報告書（概要版）

【納品方法】

①紙媒体カラー版

中間報告書及び概要版 各5部

②ドキュメント類

電子媒体（CD-R）に格納し1部（ファイル形式は、ワード、エクセル、パワーポイントのいずれかとする）

【納期】

令和5年11月15日（水）

（2）調査報告書

【提出物】

①調査報告書（「4業務内容」のうち、（2）（3）（4）について報告）

②調査報告書（概要版）

【納品方法】

①紙媒体カラー版

調査報告書及び概要版 各5部

②ドキュメント類

電子媒体（CD-R）に格納し1部（ファイル形式は、ワード、エクセル、パワーポイントのいずれかとする）

【納期】

令和6年1月31日（水）

（3）業務完了報告書

【提出方法】

紙媒体により1部

【提出期限】

令和6年3月15日（金）

6 留意事項

- （1）「山梨県総合計画（素案）」、「新たな価値を生み出す山梨県立美術館ビジョン」、「山梨県と学校法人多摩美術大学との包括的連携に関する協定書」等、本業務の検討に必要な本県の施策・事業を整理した上で業務を進めること。
- （2）県立美術館を取り巻く環境、利用者の状況、デザインへの取組状況、施設・設備等の現状について把握した上で本業務を進めること。

7 業務条件

- （1）本県の条例、規則等を遵守し、本県の立場に立ち業務の遂行にあたること。
- （2）委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、本県の承諾を得ること。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- （3）本業務の遂行上知り得た内容については、第三者に漏洩しないこと。
- （4）本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて本県に帰属するものとする。

- (5) 打合せ及び協議（W e b 会議形式による場合を含む。）は、基本的に1月に2回の頻度で実施し、県が必要と判断した場合は随時実施すること。
- (6) 本業務において打ち合わせ、協議、及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (7) その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、県と協議の上定めること。